

事業所各位

(県広域連携支援事業補助金事業)

御柱祭向け等「携帯食（弁当）開発・販売連携事業」

に参加しませんか

参加事業者募集

参加締め切り 10月30日

本事業は御柱祭に向けた携帯食(弁当)の開発及び販売を目的に実施する事業ですが、御柱祭後も継続的開発・販売展開も行いますので、以下の内容を確認のうえ参加登録いただきますようご案内します。

■参加できる事業者

自社のアイデアによる食材・加工方法を使い製造し以下のすべてに該当する**諏訪地域の小規模事業者**を対象としています。

- ①諏訪地域（茅野・諏訪・岡谷・下諏訪）に事業所をおき、食品衛生法における飲食店業又はそうざい製造業の許可を取得し本事業展開を行う意欲があること。
- ②本事業の趣旨を理解し積極的に商品の開発と販売に協力できること。
- ③「携帯食（弁当）製造基準」、「統一した包装材の使用」を遵守して製造・販売していただけること

（注）：小規模事業者とは

製造業で従業員（常時雇用人員20名以下、パート・臨時は含まない）
商業・サービス業（常時雇用人員5人以下、パート・臨時は含まない）

■携帯食（弁当）製造基準

今回の製造は「歩きながら箸無しで食べられる」携帯食(弁当)であり以下2項目に該当すること。

- ①御柱をイメージした4本の組み合わせであること
- ②諏訪地域産の食材を1品以上使用し、オリジナルな創作であること

■統一した包装材の使用

- ①携帯食(弁当)パッケージサイズは約11cm×26cm×深さ3cm範囲内あり、パッケージの色、形状、素材は自由とします。
- ②パッケージ用に統一シールを作成し提供しますので必ず貼り付けてください。
- ③包装材は御柱祭向けに統一したデザインで製作し提供します。
②③について数に限りがありますが試作開発に必要な数量は提供いたします。

■参加するための注意

1) 食品衛生に関する厳守事項

- ①保健所の許可を持つ者で製造した食品において全ての責任を持つことができること。
- ②不特定多数の者に販売する行為を行う場合は「仕出し業」の許可が必要です。

■参加するための手続及び参加負担金

1) 申込み期間及び製造期間

①申込み期間は平成27年10月5日(月)～10月30日(金)です。

商品発表会までには商品は完成させてください。

②製作に係る商品企画のご相談もお受けします。

2) 申込み方法及び申込先

別紙の申込書に記載いただき最寄りの商工会議所へFAX又はEメールにより募集期間中に申込みして下さい。(各会議所HPにも掲載しております)

3) 申込時に以下のいずれかの書類及びを添付して下さい。

①飲食店許可証の(写)又は仕出し業許可証(写)又はそうざい製造業許可証の(写)

4) 参加対象者の決定

参加対象者であるか該当項目の確認をさせていただきます。

5) 参加事業所負担金を1,000円とさせていただきます。

負担金の納入につきましては11月10日(火)の商品発表会会場にて徴収させていただきます。

■販売方法及び販売促進

1) 本事業における携帯食(弁当)の販売は自社生産、自社販売を原則としています。

2) 参加企業全社の商品を総合チラシ作成・配布(掲載料無料)、HP掲載等でPRをさせていただきます。

3) 諏訪地区商工会議所の支援事業として、今後も販売促進及び事業企画提案させていただきますので継続的に参加いただきますようお願いいたします。

例: イベントでの販売、卸業者との契約による委託販売(ただし参加企業が個別に契約書を取り交わす必要があります。)

4) 販売開始は商品発表会以降販売できます。

5) 販売価格設定は自由とします。

■商品発表会

1) 平成27年11月10日(火)に商品発表会を開催いたしますので出品協力をお願いします。出品内容、実施要領は参加事業所に後日ご連絡します。

2) 出展費は無料です。

本事業実施組織

広域連携支援事業「携帯食開発販売連携事業」実行委員会

諏訪地域商工会議所 幹事会議所: 下諏訪商工会議所

岡谷商工会議所 TEL23-2345 FAX22-9056 info@okayacci.or.jp

諏訪商工会議所(中沢) TEL52-2155 FAX57-1010 mnakazawa@suwacci.or.jp

茅野商工会議所(山本) TEL72-2800 FAX72-9030 yamamoto@chinocci.or.jp

下諏訪商工会議所(安田・木下) TEL27-8533 FAX28-8811

shimocci@cci.shimosuwa.nagano.jp

お問合せにつきましては各地域商工会議所担当者へお願いします。